

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて ②

田鎖麻衣子

前回は、保護室のな
い警察留置場における
防声具死亡事件（和歌
山県警察署、二〇〇
四年）を契機として、「
危険な防声具」を廃
止しようとする努力が、
「保護室」という名の
危険な設備の拡大を招
いた経緯につき概観し
た。ここで疑問なのは、
当時、刑事施設とくに
刑務所に関しては、保
護室（保護房）内での
虐待による受刑者死傷
が契機となり監獄法改
正にもつながったとい
うのに、留置施設にお
ける保護室そのものの
危険性が大問題となら
なかったのは何故か、
ということだ。

ちなみに日弁連
は、二〇〇五年一〇月
「保護房収容後死亡事
案に関する人権救済申
立事件（勧告）」を法

務大臣宛てに発してい
る。これは、保護房収
容後の被収容者死亡事
案七件において、医療
措置あるいは保護房収
容が適切であったのか
を調査してその結果
を公表するとともに、
安易な保護房収容は行
わないことなどを勧告
したものである。保護
房内での戒具（革手
錠）使用に留まらず、
保護房そのものの危険
性が認識されていたの
に、なぜ、留置施設に
おける保護室整備への
批判が高まらなかった
のか。

いわゆる拘禁二法
案（刑事施設法案、留
置施設法案及びその関
連法案）に反対する運
動の過程で日弁連が作
成した「日弁連・刑事
処遇法案」（一九九二
年）というものがあ

る。この案の六四条六
項には「代用刑事施設
においては、保護室へ
の収容を行ってはなら
ない」と規定されて
いる。同案の解説書で
ある「解説・日弁連刑
事処遇法案―施設管理
法から人間的処遇法へ
―」（日弁連拘禁二法
案対策本部、一九九四
年一月）は、この規
定の趣旨を次のように
述べている。「いかな
る懲罰も取調べに利用
させないために、代用
刑事施設では、一切の
懲罰を禁止しています
（二七五条三項）。同様
の趣旨で、保護室への
収容も認めません。」
（二頁）。

しかし、である。十
余年後に発表された
「未決拘禁法案（刑事
施設及び受刑者の処遇
等に関する法律の一部
を改正する法律案）」
についての日弁連の
意見」（二〇〇六年三
月）においては、代用
刑事施設での保護室収
容禁止を求める記述は
ない。代わりに、防声
具使用に関する記述が
盛り込まれ、「保護室
のない留置場に限つ
て、保護室が整備され
るまでの間、暫定的
に」使用されるべきこ
と、「問題事例につい
ては保護室の整備され
ている拘留所への移監
がスムーズに行われる
ように」すること、防
声具廃止のための条件
として、保護室の整備
は「時限を限った計画
を法案審議の中で明ら
かに」されるべきこと
との意見が述べられて
いる。もともと、代用
監獄廃止の立場は堅持
されており、留置施設

における「反則行為に
対する禁止措置」の導
入については、「白白
強要の手段として用い
られるおそれがあり、
実質的に懲罰の導入に
ほかならない」として
反対している。この違
い、どう理解すべき
なのであろうか。

代用監獄制度は、取
調べの便宜のために被
疑者を警察の管理下に
置くものであり、それ
による白白強要をほじ
めとする人権侵害の危
険への懸念が、同制度
への反対の核にある。
したがって、一九九〇
年代に主張された代用
監獄における懲罰の禁
止や保護室収容の禁止
も、白白強要の禁止と
いう文脈において―そ
れがおそらく、その
限りにおいて―捉えら
れていた。ところが、

二〇〇四年に発生した
防声具死亡事件は、取
調べとは直接関係のな
い文脈において発生し
ていた。防声具使用に
より生じた「死」とい
う重い結果の前に、従
来の「白白強要手段と
しての保護室収容批
判」が後景へと退いて
しまったのではないか。
いずれにしても、代用
監獄をとりまく状況を
俯瞰する姿勢が足りな
かったということであ
ろう。

そもそも、留置施設
が、本来的役割である
短期間の留置のため
のみ用いられるのであ
れば、保護室は不要で
ある（よつて元々留置
場に保護室が整備され
ていなかったことには
合理性がある）。他害
のおそれがあるのなら
単独室に収容すれば済
むし（それ以上に拘束
具を使用する必要はな
い）、自傷のおそれが
あるのなら留置場にな
ど留め置かず、すみ
やかに、外部医療機関
等のより安全な場所へ
と本人を移さなければ
ならない。「静止に従
わず、大声又は騒音を
発する」ときも多くの
場合同様である。和歌
山県警の事案でも岡崎
署の事案でも、被害者
らは大声を発していた
というが、彼らに必要
なのは、防声具でも保
護室収容でもなく、医
療であった。

だからといって「留
置施設内に医療態勢の
整備を」ということ
には決してはならな
い。それは、留置施設
を（相当長期の）収容
施設としてさらに固定
化することであり、保

護室整備の推進と同じ轍を踏むことになるのである。